

令和3年御嵩町議会第3回定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年9月2日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和3年9月2日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第9号 令和2年度御嵩町一般会計予算継続費精算報告書の報告について
 - 報告第10号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 報告第11号 専決処分の報告について
 - 報告第12号 専決処分の報告について
 - 認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 令和2年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 認定第6号 令和2年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 議案第39号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第40号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について
 - 議案第41号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第42号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第43号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第44号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第45号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第46号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第47号 工事請負契約の締結について
 - 議案第48号 財産の取得について
 - 発議第1号 こども庁の設置を求める意見書
 - 発議第2号 出産育児一時金の増額を求める意見書

議事日程第1号

令和3年9月2日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 5件

(1) 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情

(2) 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること

(3) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和3年5月分から7月分まで）

(4) 議員派遣報告書

(5) 議員派遣の中止について

町長報告 4件

報告第9号 令和2年度御嵩町一般会計予算継続費精算報告書の報告について

報告第10号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第11号 専決処分の報告について

報告第12号 専決処分の報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 19件

認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和2年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 認定第6号 令和2年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第39号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第40号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第41号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第42号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第43号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第44号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 議案第48号 財産の取得について
- 発議第1号 こども庁の設置を求める意見書
- 発議第2号 出産育児一時金の増額を求める意見書

日程第5 議案の審議及び採決 7件

- 議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第39号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第40号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第41号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第42号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第43号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第47号 工事請負契約の締結について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴木	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 各務 元規
民生部長 小木曾 昌文	建設部長 鍵谷 和宏
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 筒井 幹次
総務防災課長 古川 孝	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 渡辺 一直	亜炭鉱廃坑 対策室長 早川 均
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 石原 昭治
保険長寿課長 大久保 嘉博	福祉課長 日比野 浩士
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 可児 英治
建設課長 中村 治彦	会計管理者 丸山 浩史
生涯学習課長 日比野 克彦	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝	議会事務局 書記 大脇 敬之
--------------	-------------------

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、令和3年御嵩町議会第3回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願ひします。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

早朝より第3回定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、挨拶のほうをさせていただきます。

御嵩町議会第3回定例会の開会に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見、報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

新型コロナウイルスの感染拡大については、8月以降、全国的に新規感染者が急増しました。岐阜県においても8月17日に300人を超える新規感染者が確認され、8月20日から本町を含む15市町がまん延防止等重点措置指定をされたものの、感染の拡大は続き、8月27日から岐阜県にも緊急事態宣言が発令されるに至りました。

これらを受け、本町においても9月12日までの間、公民館等、多くの公共施設を閉鎖し、イベント、会合についても原則、中止や延期とすることにいたしました。また、小・中学校においては給食を中止し、午前中の少人数分散授業といたしました。感染の拡大、医療体制の逼迫は、極めて深刻な状況です。町民の皆様におかれましては、約1年半前、令和2年春頃の慎重さと緊張感をいま一度思い出していただきますようお願いいたします。

全国的な感染者の傾向としては、年齢が高い方の割合は低く、若年層、特に10代、20代の方の割合が高い傾向にあり、活発に行動することには感染のリスクがあると考えられます。若い世代の皆様のみならず、年齢の高い方にも、今しかない貴重な機会に対して繰り返し自粛をお願いすることは大変心苦しいのですが、いま一度、マスク着用、手指衛生、3密回避、体調不良時の行動ストップといった基本的な感染対策の徹底とともに、不要不急の外出を中止し、人流の減少にも御協力をよろしくお願いいたします。ちなみに、岐阜県が8月16日から18日に公

表した感染者の行動歴について、初めての公表であります、一部を紹介します。

1つ目のパターン、実家に帰省し、親族または友人と会食。

30代女性、九州の実家に帰省、他県からも親族が帰省し、親族5人で会食、後に他県から来た親族の陽性が判明。

20代男性、発症前に岐阜県の実家へ帰省し、友人5人と居酒屋はしごし、飲み歩き。

2つ目のパターン、家族や友人と旅行。

20代女性、発症前に関西の友人宅に滞在し、友人宅でのパーティーに参加、パーティー参加者8名のうち5名の陽性が後に判明。

10代女性、友人3人とカラオケをし、その後、別の友人3人と三重県へドライブ、同日夜に、さらに別の友人3人とカラオケをし、その4人全員が陽性判明。

3つ目、友人や親族との会食。

20代女性、発症前に友人と4人で朝から晩まで遊ぶ、その後も複数の友人と会い、県内または県外で会食を繰り返していた。

20代男性、38度以上の発熱があったにもかかわらず、友人と居酒屋で飲食。

4つ目のパターン、友人とバーベキュー。

20代女性、自宅や河川敷で友人とバーベキュー、また複数日に友人と県内で飲み歩く。

20代男性、発症前に友人8人で集まりバーベキュー、その後、カラオケを行った後、飲食店で飲食などが代表的な例とされています。やはり人が集まり、飲食を共にするなど、密接する時間が長いことも分かります。これらが行動自粛を求めるお願いの理由であります。

また、ワクチン接種後の感染事例も確認されていますので、2回のワクチン接種が終了した方についても、決して油断せず、感染対策の継続をお願いいたします。

8月中旬、日本付近に停滞を続けた前線に向かって湿った空気が流れ込み、特に九州では、1週間で年間降水量の半分以上を超える記録的な大雨となりました。土砂災害、浸水被害等の被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

可茂管内においても、加茂川の氾濫に伴い、美濃加茂市と坂祝町の一部地域で浸水被害が発生し、最も危険度が高いレベル5の避難情報、緊急安全確保が発令されました。また、白川町においても町の中心部を流れる白川が越水し、浸水被害が発生しました。

本町においても災害対策本部を立ち上げ、強い危機感と緊張感を持って対応に当たりました。土砂災害警戒情報や川の水位を注視し、8月14日には本町内の一部に警戒レベル4の避難情報、避難指示を発令いたしました。幸いにも大きな土砂災害や浸水被害等は発生しませんでした。今後も避難情報につきましては、皆様の安全確保を最優先に発令させていただきます。豪雨等の際は、気象情報とともに本町からの避難情報にも御留意いただき、安全確保に努めていただ

きますようよろしくお願いいたします。

令和2年度決算の概要について触れさせていただきます。

一般会計及び特別会計決算の総額につきましては、前年度と比較して歳入が34.2%の増、歳出が34.1%の増となりました。

このうち、一般会計の歳入で見ると、新型コロナウイルス感染症の影響による町民税法人分、公共施設の使用料、保育の無償化に伴う公立保育料などが減額となりました。新型コロナウイルス感染症対策のために実施した国庫補助事業に対する国庫支出金の皆増や、農業農村整備事業補助金等の県支出金及び亜炭鉱跡防災対策事業に係る諸収入等が増額となり、また、本町の貴重な財源の一つである、ふるさとみたく応援寄附金については、例年の5倍近くの約9,800万円もの寄附が全国各地から寄せられました。寄附を頂きました皆様に、この場をお借りし、御礼申し上げます。誠にありがとうございました。これらの要因が歳入総額を押し上げ、歳入総額は、対前年度比で50.1%の増額となりました。

また、一般会計の歳出では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別定額給付金事業や感染症対策事業等による総務費の増額、中保育園の指定管理料や中児童館の基本設計業務委託料等による民生費の増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等による衛生費の増額、また亜炭鉱跡防災対策事業による消防費の増額等により、歳出総額は、対前年度比で50.7%の増額となりました。

次に、地方財政に係る健全化判断比率についても触れさせていただきます。

令和2年度の実質公債費比率は、下水道事業に対する負担金や補助金等の増加、可茂衛生施設利用組合への負担金が増加した一方で、標準税収入額も増加したことにより、前年度より0.5ポイント低い6.3%となりました。また、将来負担比率については、起債の元金償還に伴う減や基金の積み増し等により、数値なしの状態を維持しています。今後とも、新庁舎の建設事業を見据え、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、残念ながら本年も行政懇談会の開催は見送りとなりました。このため、新庁舎等整備事業の概要につきましては、先般、ユーチューブ御嵩町公式チャンネルにて動画配信をさせていただきました。動画の中でも御紹介させていただきましたが、本町では、新庁舎の具体的な空間を形づくる基本設計（案）を取りまとめ、パブリックコメントを実施し、町民の皆様より多くの御意見を賜り、この6月、御嵩町新庁舎建設基本設計を策定いたしました。

この基本設計では、「御嵩町の未来を創る庁舎」を基本コンセプトとし、御嵩で育った木をふんだんに活用し、目や手に触れ、ぬくもりを感じられる木造庁舎としています。成長した森林資源を有効活用することにより、持続可能な循環型の森林づくりに寄与するだけでなく、次

世代に大切な資源を残していく先導的な役割として取り組んでまいります。

現在は、この基本設計の方針の下、より詳細な仕様を決めていく実施設計を進めているところであり、並行し、造成地の詳細設計や関係法令の手続にも鋭意努めております。

なお、コロナ禍の状況にもよりますが、今後、町民の皆様を対象とした工事説明会などの開催も視野に取り組んでまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。事業進捗が遅延しており、地権者様をはじめ町民の皆様には大変御迷惑をおかけしておりますが、引き続き、新庁舎等整備事業への御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

国道21号可児・御嵩バイパスは、平成22年度に全線暫定2車線で開通後、平成29年度に可児御嵩インター付近が、昨年度は上恵土本郷西交差点付近から伏見野崎交差点付近までの区間が4車線開通するなど、国土交通省において4車線化の工事が鋭意進められてきました。

今年度は、各方面への要望活動が実り、新庁舎等建設予定地へのアクセス道路として一部4車線化が実現する運びとなりました。関係する国会議員をはじめ、岐阜県議会議員、町議会議員、国土交通省、岐阜県、関係各位の御支援、御協力に対し改めて感謝申し上げます。今定例会では、4車線化に伴う本町の事業として、可児・御嵩バイパス交差点改良舗装工事の工事請負契約締結の議案を上程しておりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

本町が対策を進める南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業、通称「備えた事業」は、現在、中保育園西側や宝積寺周辺の民有地と、昨秋、長瀬洞地内で大規模な陥没が発生した民有地を工区とした充填工事を進めています。同工事は、8月末日時点で全体の32.7%の進捗率との報告を受けており、今後も着実に作業を進めていきたいと考えております。

この備えた事業の実施期間である令和6年度までに対策を行う予定の各計画地における地盤脆弱性調査については、8月2日に開催された南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策検討委員会（第三者委員会）において調査手法などの承認をいただきましたので、現在、発注に向けた手続を進めております。早期に同調査に着手し、対策が必要か否かの根拠を整えていきたいと考えております。

また、長瀬洞地内で大規模な陥没が発生した特定鉱害に対する家屋等の復旧については、7月21日に開催されました令和3年第3回臨時会において復旧事業の工事請負契約の締結につき議決をいただき、本契約を締結したところです。現在は受注者と協議を重ねているほか、充填工事業との工程調整を行っているところです。

御不便をおかけしている被災者の方々のためにも工期内の完成を目指し、慎重な現場管理をしていきたいと考えています。

新型コロナウイルスの感染拡大状況が過去最悪の状況になる中、感染対策の重要な手段として、ワクチン接種を引き続き実施しています。

本町では、7月末で高齢者のワクチン接種率が1回目の接種を終えた方は5,425人、90.1%、2回目の接種を終えた方は5,397人、89.7%となり、接種を希望される高齢者の方の接種はおおむね完了し、現在は一般接種として全ての対象世代へ接種を実施しています。

全体での接種率は、8月29日までの集計で、1回目の接種を終えた方は1万355人、63%、2回目の接種を終えた方は8,272人、50.4%となっています。

マスコミ報道などでも御承知のとおり、全国的にワクチン供給が十分でない状況から、本町においても接種実施予定日を減らすなどの対応を取らざるを得ませんでした。ワクチン接種が感染拡大を防止する有効な手段と考えられている中、大変厳しい状況となっていますが、国や県においてもワクチンの安定供給に向けて取り組んでいただけていると信じ、本町としても希望される町民の方へしっかりと接種ができるよう最善を尽くしてまいります。

新丸山ダム建設事業は、甚大な被害をもたらした昭和58年9月と同規模の洪水が発生した場合でも安全に流下させることなどを目標に、既存の丸山ダムのかさ上げによる機能アップを図ることとして整備が進められてきました。

平成28年9月からはダム本体工事の前段となる転流工工事に着手され、平成31年1月にはトンネル部が貫通し、新丸山ダム本体着工に向けた事業が進められてきたところ、今年度、ついに本体工事の着工との報告を受けております。

冒頭でも述べさせていただいた8月中旬の豪雨では、岐阜県を含む全国各地に深い爪痕を残し、改めて新丸山ダムの重要性、必要性を認識することとなりました。当該流域の安心・安全の確保のため、一日も早く新丸山ダムの竣工が迎えられるよう、本町としても全面的に協力してまいりたいと考えております。

今年6月28日午後、千葉県八街市において走行中のトラックが道路脇の電柱に衝突し、さらに前方を歩いていた下校中の児童の列に突っ込むという痛ましい事故が発生しました。この道路には歩道やガードレールはなく、幹線道路の抜け道としても使われており、10年以上前からPTAは、歩道の設置などを要望していたとのことです。

本町では、平成25年12月、文部科学省、国土交通省、警察庁からの通知を受け、御嵩町交通安全プログラムを策定しました。昨年度はコロナ禍により開催できませんでしたが、今年度は7月12日に1回目の会議を開催し、国道、県道、町道の各道路管理者と可児警察署に御出席いただき、各学校、PTAから出された危険箇所や要望事項に対する意見交換を行いました。

また、この会議で話題となった中地内の町道に設置されている点滅信号については、7月20日、1学期終業式後の一斉下校において、可児警察署、交通安全協会、御嵩小学校、教育委員

会による合同点検を実施し、この信号を渡る西田や古屋敷方面の児童の様子を見守りました。

今後は、提出された要望箇所を精査し、御嵩町交通安全プログラムに掲載する対策箇所を決定する第2回の会議を10月末をめどに開催する予定であります。

議会の皆様におかれましても、児童・生徒の登下校時における見守りについて御協力のほどよろしくお願いいたします。

8月8日に、東京2020オリンピックが日本選手団の活躍によって多くのメダル獲得により閉会を迎えました。選手の皆様におかれましては、1年の延期や開催反対の声など、大変苦しい時間を送られたことと推察します。そのような中、強い精神力でこれまでの鍛錬や努力の成果を発揮される姿に多くの感動をいただきました。心から感謝とお祝いを申し上げます。

続いて、8月24日からは東京2020パラリンピックが開催されておりますが、このパラリンピックの聖火に本町からおこした火が含まれています。本町では、8月12日にパラリンピック聖火採火式を行いました。採火式では、公募に応募してくれた小学校1年生の児童がまいぎりで火をおこし、採火してくれました。この火は、全国の自治体が個性豊かな方法で採火した火とともに一つとなり、共生社会の実現に向けた願いが込められた聖火となっております。

多様な障害のある選手たちが創意工夫を凝らし限界に挑むパラリンピックは、共生社会を具現化するためのヒントが詰まっており、様々なことに気づかせてくれます。本町においても、今後、より一層一人一人が互いの価値や輝きを認め合う共生社会実現に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

今回提出いたします議案の令和3年度一般会計補正予算関連について、主な内容を御説明いたします。

まず、歳入についてですが、普通交付税の額の決定により地方交付税を2億2,532万9,000円増額したほか、前年度の決算を受けた繰越金1億4,928万9,000円の増額などを計上しております。

次に歳出ですが、基金積立金3億7,064万4,000円の増額、健康管理システム改修委託料240万6,000円の増額、給食センターLPガスバルク更新121万円の増額などを計上しております。

これらのほか地方債の補正を行い、補正予算額は、歳入歳出ともに3億7,462万5,000円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告とともに、令和2年度決算及び令和3年度一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今定例会に提出する案件としましては、町長報告案件4件、認定案件が6件、人事案件2件、補正予算が4件、条例3件、その他が2件の都合21件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。御清聴ありがとうございます。

した。

議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 奥村悟君、5番 安藤信治君の2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る7月29日の議会運営委員会において、本日より9月
24日までの23日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より9月24日までの23日間とすることに決定
いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり
行いたいと思いますので、お願いします。

諸般の報告

議長（高山由行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

(1)辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行
い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、(2)人道
的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に
要請すること、(3)例月現金出納検査の結果について（報告）（令和3年5月分から7月分ま
で）、(4)議員派遣報告書、(5)議員派遣の中止について、以上の5件が議長宛てにありました。
その写しを配付させていただき、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第9号 令和2年度御嵩町一般会計予算継続費精算報告書の報告について、報告第10号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

それでは、諸般の報告つづり1ページを御覧ください。

報告第9号 令和2年度御嵩町一般会計予算継続費精算報告書の報告について説明いたします。

継続費として平成29年度から令和2年度まで実施しておりました亜炭鉱跡防災対策事業がこのたび完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告をさせていただきます。

2ページを御覧ください。

款9消防費、項1消防費、事業名は亜炭鉱跡防災対策事業でございます。全体計画の年割額は御覧のとおり金額でございます。表の一番下、合計金額を75億4,003万7,000円としておりました。

中央の実績の欄を御覧ください。

事業の実施による実績支出合計額は、各年度御覧のとおりとなりまして、一番下の実績による支出済額は75億4,003万5,900円となりました。

実績の財源内訳のうち、その他の欄にある収入は亜炭鉱跡防災対策事業助成金でして、合計額は75億3,916万4,241円となりました。その隣、一般財源は87万1,659円となっています。

以上で、報告第9号、継続費精算報告についての御説明を終わります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

報告第10号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、去る8月4日、監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告するものです。

次の4ページをお願いいたします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率、さらに公営企業における資金不足比率を一覧表にまとめてあります。

監査委員の意見書は、5ページから8ページに掲載させていただきました。いずれも適正に作成されているものとの意見をいただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、比率の算定結果を説明させていただきますので、資料つづりの21ページをお開きください。

総括表②です。初めに実質赤字比率は、一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、左側の表の中ほど、令和2年度一般会計決算の実質収支は、小計欄のとおり2億6,929万円の黒字であり、比率としましてはマイナス5.70%で、該当なしです。次に連結実質赤字比率は、一般会計のみならず、特別会計、企業会計を含む全ての会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、連結実質収支も右側の表の下段、合計欄を見ていただきますと10億2,207万8,000円の黒字のため、この比率についてもマイナス21.63%で該当いたしません。

22ページをお願いいたします。

総括表③です。実質公債費比率の算出経過を表した表であります。実質公債費比率とは、一般会計などが負担する公債費が標準財政規模に占める割合であります。

中段の右端に掲載してありますとおり、平成30年度から令和2年度の3か年の平均で6.3%であり、早期健全化基準である25%を大きく下回っています。昨年報告しました平成30年度の比率は6.8%であり、0.5ポイント低くなっております。

23ページをお願いいたします。

総括表④です。将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき借金残高など実質的な債務が標準財政規模に占める割合であります。

算出経過を掲載しておりますが、右下の枠の下に小さい数字がございますが、令和2年度の将来負担比率はマイナス46.3%となり、昨年度に続きバー表示となっております。昨年報告しました比率はマイナス35.1%ですので、さらにマイナスとなりました。

次に、公営企業における資金不足比率の説明をいたしますので、21ページにお戻りください。

公営企業会計が一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の会計の収支を事前にチェックするため、公営企業における資金不足比率というものが定められております。

右の表を御覧いただきますと、令和2年度において水道事業会計は4億2,917万3,000円、下水道事業会計は9,318万6,000円と、それぞれ余剰額を計上しており、資金不足は発生していません。

今後とも、法の目的にもありますように、財政の健全性を維持するため、毎年、これらの比率を算定し、その結果を議会に報告するとともに、住民へ公表させていただきます。

以上、報告第10号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明とさせていただきます。

議長（高山由行君）

続いて、報告第11号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 中村治彦君。

建設課長（中村治彦君）

それでは、報告第11号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

諸般の報告つづり 9 ページをお願いいたします。

車両事故による和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年7月28日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

和解及び損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

車両事故の概要につきましては、令和3年7月13日火曜日午後4時50分頃、町道千ノ井・真多羅線を相手方が車で走行中、御嵩町御嵩字平芝2104番11付近において、道路中央線付近の舗装の穴に車の右車輪が落ち、その衝撃で車の右バンパーが破損したものでございます。なお、事故当時は雨が降っており、路面は見にくい状況でした。

次に、和解条項及び損害賠償額についてですが、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金4万1,919円を支払うという内容で和解しております。

以上が専決処分の報告の内容でございますが、建設課といたしましては、引き続きパトロール等を遵守、行いまして、道路の破損箇所をいち早く発見するよう努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議長（高山由行君）

報告第12号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

まちづくり課長 渡辺一直君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（渡辺一直君）

それでは、報告第12号 専決処分の報告について御説明いたします。

諸般の報告その2、1 ページをお願いします。

専決第5号、車両事故による損害のうち人身の部分に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年8月26日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

和解及び損害賠償の相手方の住所及び氏名は、記載のとおりでございます。

事故の概要は、令和3年3月2日火曜日午後1時53分、御嵩町中706番地6先において、信号のない丁字路から国道へ右折する際、左右確認を怠り、相手車両の右側面と公用車左前方が接触したものであります。

和解条項及び損害賠償額は、町は、相手方に対し、本件人身損害賠償金として、金47万4,420円を支払う。なお、本件のほか、町、相手方間に一切の債務責務が生じていないことを確認するとするものです。

また、本案件については、町の加入する損害保険が適用され、人身の部分について和解及び賠償するものであり、物損の事故に係る部分についての和解及び賠償は、令和3年5月25日に開会された第2回臨時議会で議案第29号 和解及び損害賠償の額を定めることについてにおいて議決され、令和3年6月29日に示談が成立しております。

今回の事故につきましては、落ち着いて左右確認をすれば防げたと考えられ、職員の運転については、時間に余裕を持って運転するなど、再度安全運転に対する注意喚起を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました認定第1号から認定第6号までと議案第38号から議案第48号、発議第1号、発議第2号までの計19件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件19件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、決算認定関係です。

認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付すこととなっております。令和2年度決算は、この後、各常任委員会へ付託される予定ですので、私からは決算全体の概略説明をさせていただきます。

初めに、決算書をお願いいたします。

決算書の113ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。令和2年度の歳入総額は135億1,302円、歳出総額は131億349万2,520円となり、歳入歳出差引額は3億9,650万8,782円であります。このうち翌年度への繰越財源である繰越明許費繰越額が1億2,721万9,000円ありますので、差引実質収支額は2億6,928万9,782円となりました。昨年度と比較し、額にして6,952万960円、率にして34.8%の増となっております。

次に、187ページをお願いいたします。

このページから最終ページまでは財産に関する調書であり、公有財産や基金などの令和2年度中の増減をお示ししております。187、188ページの公有財産の(1)土地及び建物につきましても、令和2年度中の増減欄に数字が入っておりますが、これらの詳細はピンク色の表紙の令和2年度主要な施策の成果に関する説明書の一番最後のページ、63ページに内訳を掲載しておりますので、決算書と併せて後ほどのお目通しをお願いいたします。

なお、端数処理の都合上、一致しない部分があることをあらかじめ御了承願います。

それでは、資料を替えまして、別冊で表紙が黄色の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、こちらで説明をさせていただきますので、まず1ページ、2ページ、お願いいたします。

1ページ、2ページで、一般会計及び特別会計の決算の概要を簡潔にまとめております。

一般会計においては、亜炭鉱跡防災対策事業費や新型コロナウイルス感染症対応関連の増額などにより、歳入歳出ともに前年度を大きく上回ったことが特徴と言えます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

一般会計の決算総括表の歳入であります。歳入決算額は、先ほども申し上げましたが、収入済額(C)欄の歳入合計欄に表示してあるとおり、135億1,302円です。対前年度45億464万6,866円の増、率にして50.1%増加しました。

それでは、前年度決算額と比較し、増減額が大きいもの、特徴的なものを中心に款ごとに御説明いたします。

款01町税です。前年度と比較し736万円ほどの減額となっております。主な要因は、町民税法人分の減収などによるものです。

少し行を飛びますが、款13使用料及び手数料です、2,484万円ほどの減となりました。保育の無償化に伴う公立保育園保育料の減によるもの、また新型コロナの影響による公共施設の使用料の減などです。

款14国庫支出金は23億1,367円ほどの増となりました。増額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策のために実施した国庫補助事業に伴うもので、住民1人に対し10万円を給付す

るための特別定額給付金給付事業費補助金で18億2,430万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で2億8,857万円ほどとなっております。

款15県支出金は6,724万円ほどの増となりました。ため池機能廃止事業の実施による農業農村整備事業補助金や岐阜県知事選挙委託金の皆増などによるものです。

款16財産収入は2,738万円ほどの増となりました。主な増要因としましては、町有土地及び建物の売払収入によるものです。

款17寄附金は8,172万円ほどの増となりました。これは、ふるさとみたく応援寄附金が前年度と比べ8,090万円ほどの増額となったことが主な要因であります。

款18繰入金は8,210万円ほどの減となりました。財政調整基金の繰入金が8,900万円ほどの減となったことが主な要因です。

款20諸収入は19億2,980万円ほどの増額となりました。亜炭鉱跡防災対策事業助成金の増によるものです。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。

歳出決算について御説明申し上げます。

支出済額（B）欄の合計欄、一般会計の歳出総額は、繰返しになりますが、131億349万2,520円となりました。前年度と比較して44億729万366円の増、率にして50.7%と、歳入同様増加しております。

歳出につきましても、前年度決算と比較し、増減額が大きいものを中心に御説明申し上げます。

款02総務費は21億5,684万円ほどの増となりました。増額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別定額給付金事業で18億2,430万円皆増しているほか、感染症対策経費として、みたく元気振興券や水道料金減免事業などを実施したことによるものです。そのほか、誘致企業奨励金の増や、ふれあいバスの購入に伴う増などです。

款03民生費は957万円ほどの増額となりました。中保育園の指定管理料や中児童館の基本設計業務委託料、子育て世代包括支援センター事業の開始、あゆみ館北側のグループホームあらしの建設に係る整備補助金などの皆増によるものです。

款04の衛生費は732万円の減となりました。主な要因は、水道事業会計に対する水道管路耐震化事業出資金の減、妊婦健診委託料の減、職員の異動に伴う人件費の減などによるものです。

款06農林水産業費は1,669万円ほどの増となりました。これは、スマート農業技術導入支援事業の皆増や、ため池機能廃止事業の増額によるものです。

款08土木費は1億5,759万円ほどの増額となりました。この主な要因は、新庁舎整備に伴う庁舎周辺道路の設計業務委託料の皆増、道路・橋梁維持事業の増、下水道事業補助金の増など

によるものです。

款09消防費は19億2,517万円ほどの増となりました。これは、垂炭鉦跡防災対策事業費の増額や、消防ポンプ車購入による増などによるものです。

款10教育費ですが、1億2,209万円ほどの増となりました。これは小・中学校におけるタブレット端末の購入、中公民館の空調整備事業、中学校の空調整備事業、伏見小学校大規模改造に伴う実施設計業務の増などによるものです。

款11災害復旧費ですが、1,422万円ほどの増となっております。これは、長瀬洞地区で発生した特定災害の復旧に係る調査・設計委託の皆増などによるものであります。

次に、(C)欄の翌年度繰越額は、令和3年6月定例会において報告をさせていただいておりますが、18件の事業を繰り越し、合計で3億4,409万232円となりました。

それでは、ページを飛びまして、19ページをお願いいたします。

この19ページから24ページまでが町税等の収納状況表であります。税目ごとに、それぞれ調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額をお示ししております。

次に、25ページをお願いいたします。

こちら25ページから30ページにかけて、節別の執行状況表を掲載しております。

次に、31ページをお願いいたします。

この31ページから36ページは、人件費等の明細表となります。予算科目ごとに職員数、人件費及び賃金の決算額が載せてあります。備考欄には、それぞれの報酬の支払い対象者の内訳を掲載しております。

37、38ページですが、こちらは各会計の過去10年間にわたる歳出決算額の推移となります。

39ページをお願いいたします。

39ページですが、地方債の年度末残高の一覧であり、事業区分ごとに借入金額、償還金額、年度末残高を載せております。

令和2年度一般会計におきましては、新たに6億9,793万8,000円の借入れをしまして、元金4億6,726万5,000円を償還していますので、差引き年度末残高は55億5,281万円で、前年度より2億3,067万3,000円、率にして約4.3%の増となっております。

お隣のページ、40ページですが、地方消費税交付金のうち社会保障財源化分の使途状況と入湯税の使途状況をお示ししております。

41、42ページをお願いいたします。

41、42ページは、地方自治法第241条第5項の規定により、特定の目的のため設置された定額運用基金の令和2年度における運用状況の報告です。

上段の土地開発基金の運用状況に関する調書ですが、土地区分1,091平米が増加し、現金区

分では2万974円増加しています。今回取得した土地は、防災コミュニティセンター南側の土地となります。また、現金分の2万974円は、利息収入によるものです。そこから2列ほど右を見ていただきますと、197万1,437円が減となっております。これは先ほどの土地取得に伴う取得価格分の減であります。結果、令和2年度末の現在高は、土地が1,091平米、現金が1億9,924万652円となっております。

43ページから48ページですが、新型コロナウイルス感染症対策費について、各節別、所属別に表記した資料となっております。

最後に別冊でピンク色の表紙のつづりですが、主要な施策の成果に関する説明書となります。

また、この後、御報告いただけると思いますが、監査委員による決算審査意見書つづりを別冊でお配りしてございますので、併せてお目通しをお願いいたします。

以上で、認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、認定第2号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件を朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、認定第2号、第3号、第4号の3件を続けて御説明させていただきます。

初めに、認定第2号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。

決算説明の前に国民健康保険の現況についてお話をさせていただきたいと思います。

ピンク色の表紙、主要な施策の成果に関する説明書53ページをお願いいたします。

上段四角の枠です。令和2年度末の被保険者数は3,985人、前年度から19人の減、世帯数は2,504世帯、前年度から6世帯の増、社会保険の適用拡大などの影響により被保険者数は減少しております。保険給付費を被保険者数で割った1人当たりの平均給付費につきましては、令和2年度は約35万6,000円で、前年度から約2万5,000円減少しております。

今後も、給付の適正及び保健事業の充実を図っていければと思います。

それでは、決算について説明をさせていただきます。

決算書137ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額が20億6,355万7,846円、歳出総額が20億52万2,555

円となり、実質収支額は6,303万5,291円となりました。

それでは、詳細について説明させていただきます。

黄色表紙の令和2年度一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書の9ページをお願いいたします。

歳入です。

款01国民健康保険税ですが、収入済額が4億1,972万3,894円で、対前年度948万796円の減となっております。こちらの被保険者数の減少が影響していると考えております。

国民健康保険税の収納状況について説明をさせていただきます。

21ページをお願いいたします。

最下段にあります国民健康保険税の部分ですが、収納率は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年度分と滞納繰越分を合わせました全体の収納率は79%、対前年度1.6%の増となっております。

それでは、9ページにお戻りください。

国民健康保険税の不納欠損額につきましては、73件、604万2,940円の処分を行いました。

収入未済額につきましては1億539万7,985円、収納率等の向上もあり、対前年度1,610万2,634円の減となりました。

今後も被保険者間の公平を保つため、厳正なる調査に基づき滞納処分を行うなど、滞納整理を行い、財源の確保に努めてまいります。

続きまして、款03県支出金は14億7,552万1,018円で、歳出における保険給付費等に対する交付金となります。対前年度9,302万846円の減となりました。

款07諸収入の不納欠損額10万1,920円は、一般被保険者返納金の過年度分9件を処分し、収入未済額につきましては、一般被保険者第三者納付金と一般被保険者返納金を合わせ87万466円、対前年度125万6,976円の減となりました。

款08国庫支出金82万1,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の減免に対する補助となっております。

次に、11ページをお願いいたします。

歳出です。

款02の保険給付費は14億1,955万8,182円で、対前年度1億754万3,929円の減となりました。被保険者数の減少のほか、新型コロナウイルス感染症対策による医療控えが影響していると考えております。

款03の国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険税などを財源とし、県により算定された医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金の事業費を納付するもので4億7,251万

8,251円、対前年度3,694万9,972円の減となりました。

款04の保健事業費は、特定健診事業、AIによる特定健診受診勧奨事業、レセプトデータなど分析事業などによるもので2,325万6,049円、対前年度72万9,383円の増となりました。

款05の基金積立金は、国民健康保険基金へ5,668万320円の積立てを行い、年度末残高で2億8,666万317円となりました。今後の国民健康保険事業費納付金の算定結果に備え、保険税率の抑制のため、基金を運用していきたいと考えております。

主なもののみ説明いたしました。後ほどほかの資料も含めてお目通しをお願いいたします。

以上で、認定第2号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

次に、認定第3号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。

こちらで決算説明の前に現況についてお話をさせていただきたいと思っておりますので、ピンク色の表紙、主要な施策の成果に関する説明書の55ページをお願いいたします。

上段四角の枠です。令和2年度末の被保険者数は2,814人、前年度から10人の増となっております。こちらは高齢化に伴い、毎年増加している状況でございます。

それでは、決算の説明をさせていただきます。

決算書151ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、令和2年度の歳入総額は2億4,536万6,762円、歳出総額は2億3,906万7,410円で、実質収支額は629万9,352円となりました。

詳細について説明をさせていただきますので、黄色表紙の決算に関する説明書13ページをお願いいたします。

上段、歳入になります。

款01保険料は、収入済額1億7,208万9,400円で、対前年度2,249万9,600円の増となっております。

収納状況につきまして御説明させていただきます。

23ページをお願いいたします。

上から3段目になります。後期高齢者医療保険料の特別徴収分と普通徴収分の現年度分、滞納繰越分を合わせた全体の収納率は99.7%で、対前年度0.3%増加いたしました。

では、13ページにお戻りください。

後期高齢者医療保険料の不納欠損額につきましては、2件、1,000円の処分を行いました。いずれも遠方の方のものとなっております。

収入未済額につきましては57万2,200円、対前年度32万900円の減となりました。

款04の繰入金は、事務費、保健事業費などに対する一般会計繰入金で6,082万377円、対前年度510万9,552円の増となっております。

次に、下段の歳出です。

款02の後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料や基盤安定負担金などで2億2,923万4,877円、対前年度2,631万109円の増となりました。

款03の保健事業費は、すこやか健診、さわやか口腔健診などの事業費で586万3,332円、対前年度35万2,459円の増となりました。

こちらにも主なもののみ説明をいたしました。後ほどほかの資料も含めてお目通しのほどよろしくお願いをいたします。

以上で、認定第3号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

最後に、認定第4号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。

介護保険特別会計につきましては、令和2年度も保険事業勘定とサービス事業勘定に分けて執行させていただいております。

それでは、決算説明の前に介護保険の現況についてお話をさせていただきますので、ピンク色の表紙、主要な施策の成果に関する説明書57ページをお願いいたします。

上段、四角の枠です。令和2年度末の第1号被保険者数は5,778人、前年度から102人の増、第1号被保険者の要介護認定者数は940人、前年度から1人の増、要介護認定率は16.3%で、前年度から0.2%の減となりました。

それでは、保険事業勘定の決算から説明をさせていただきます。

決算書175ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額が18億8,270万642円、歳出総額が17億2,191万666円となり、実質収支額は1億6,078万9,976円となりました。

それでは、詳細について説明をさせていただきますので、黄色表紙の決算に関する説明書15ページをお願いいたします。

まず上段、歳入です。

款01保険料ですが、収入済額3億9,996万4,750円で、対前年度82万6,230円の増となっております。

収納状況につきましては、23ページの一番下の段で説明させていただきますので、23ページをお願いいたします。

最下段にあります介護保険料ですが、介護保険料の特別徴収分と普通徴収分の現年度分、滞

納繰越分を合わせた全体の収納率は97.9%で、対前年度0.1%の増となりました。

では、15ページにお戻りください。

介護保険料の不納欠損額につきましては、412件、229万2,240円の処分を行いました。

款03の国庫支出金は3億8,892万4,655円で、対前年度1,839万7,947円の増となりました。

款04の支払基金交付金は4億4,427万3,000円で、対前年度47万1,000円の増となりました。

款05の県支出金は2億5,662万1,403円で、対前年度810万7,179円の増となりました。

款06の繰入金は、事務費、介護給付費、地域支援事業費などに対する一般会計繰入金、地域支援事業費精算によるサービス事業勘定からの繰入金など2億7,193万6,571円で、対前年度2,233万4,331円の増となりました。

次に、下段の歳出です。

款02の保険給付費は15億3,517万284円で、対前年度3,039万3,762円の増となっております。給付の適正化、介護予防事業の充実等を図り、今後も保険給付費の抑制に努めてまいります。

款04諸支出金は、国・県などの負担金の精算による償還金など9,055万570円で、対前年度3,875万8,725円の増となりました。

款05の地域支援事業費は7,497万7,520円で、対前年度478万4,138円の減となりました。こちらは、新型コロナウイルス感染症対策により介護予防事業などの事業日数が少なくなったことによるものです。

続きまして、サービス事業勘定について説明をさせていただきます。

決算書の185ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額が833万8,837円、歳出総額が803万5,024円となり、実質収支額は30万3,813円となりました。

それでは、詳細について説明させていただきますので、黄色表紙の決算に関する説明書17ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款01のサービス収入は657万4,460円で、対前年度27万1,780円の増となりました。こちらは介護予防プラン作成1,489件分で、対前年度34件の増となっております。

次に、下段の歳出です。

款01事業費は352万647円で、対前年度176万636円の減となりました。

款02諸支出費は、保険事業勘定への繰出金451万4,377円で、対前年度292万1,377円の増となっております。

こちらも主なもののみ説明をいたしましたが、後ほどほかの資料も含めてお目通しのほどよろしく願いをいたします。

以上で、認定第2号、第3号、第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

ここで、暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時40分といたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

休憩前に引き続き、認定を行います。

認定第5号 令和2年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第6号 令和2年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

それでは、上下水道課所管の上程議案2件について御説明させていただきます。

議案書は2ページになります。

今回、上程いたしました認定第5号及び認定第6号は、いずれも事業会計の決算について、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により議会の議決及び認定を求めるものであります。

初めに、認定第5号 令和2年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたしますので、別冊の水色の表紙、御嵩町水道事業会計決算書を御用意願います。

まず、令和2年度の水道事業の概要から御説明します。

13ページをお願いします。

3. 業務の(1)業務量です。

2の年度末給水件数は、当年度6,588件で、前年度比16件の増加となりました。続きまして、6の年間総配水量は226万868立方メートル、7の年間有収水量は204万1,113立方メートルとなり、8の年間有収率は90.3%、前年度比では3.9ポイントの上昇となりました。

続きまして、決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

令和2年度御嵩町水道事業決算報告書でございます。

表の左側の区分、右ページの決算額にて御説明いたします。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明いたします。

収入の第1款水道事業収益の決算額は6億4,875万3,562円です。このうち第1項の営業収益は、亜炭鉱跡防災対策事業による水道使用料収入の増加などがあった一方で、新型コロナウイルス感染症対策事業による水道料金4月使用分の減免の影響などにより4億8,039万741円。

第2項営業外収益は、長期前受金戻入などで1億6,836万2,821円。

第3項の特別利益はございませんでした。

次に支出です。

第1款水道事業費用の決算額は5億6,912万6,078円で、このうち第1項の営業費用は、県水受水費、減価償却費などで5億5,804万5,104円。

第2項の営業外費用は、企業債利息、消費税などで1,108万974円。

第3項の特別損失及び第4項の予備費の支出はございませんでした。

次に、3ページ、4ページをお願いします。

こちらは資本的収入及び支出です。

収入から御説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は6,078万5,700円です。このうち第1項の出資金は、水道管路耐震化事業に対する一般会計からの出資金で230万円。

第2項の負担金は、下水道会計負担金や給水申込金などで4,944万700円。

第3項の補助金は、重要給水施設配水管布設替え工事に係る県補助金904万5,000円です。

次に支出です。

第1款の資本的支出の決算額は1億9,831万8,171円です。このうち第1項の建設改良費は、重要給水施設配水管布設替え（第3工区）工事、古屋敷送水ポンプ場ほかテレメータ更新工事などで1億8,642万4,526円。

第2項の償還金は、企業債元金償還金で1,189万3,645円です。

欄外の補填説明でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,753万2,471円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額にて補填いたしました。

次に、5ページをお願いします。

損益計算書です。

消費税及び地方消費税は抜きになっております。

当年度の純利益は、下から4行目に記しました6,874万4,514円となりました。これに前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額を合わせた当年度未処分利益剰余金は1億1,700万7,338円です。

次の6ページは剰余金計算書となります。後ほどお目通しいたさき、7ページをお願いします。

剰余金処分計算書です。

先ほど5ページの損益計算書にて御説明いたしました当年度未処分利益剰余金1億1,700万7,338円のうち、議会の議決による処分額として、6,874万4,514円を建設改良積立金に積み立て、1,189万3,645円を資本金へ組み入れようとするものであります。

以降、8ページ、9ページには貸借対照表、事業報告書及び附属書類として、10、11ページには事業の概況、12ページには建設工事の概況、13ページからは業務内容を掲載しております。17ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書になります。

令和2年度中の現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動ごとにお示したもので、最下段の資金期末残高は4億8,875万5,676円となりました。

18ページから20ページは収益費用明細書、21ページは資本的収入及び支出、22ページから23ページは固定資産明細書、24ページは企業債明細書です。令和2年度末の未償還残高は、表の一番下段、1億3,289万6,213円となります。

25ページは注記、26ページから27ページは、消費税及び地方消費税額算出表となります。

以上で、認定第5号 令和2年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を終わります。

続きまして、認定第6号 令和2年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたしますので、今度は別冊のピンク色の表紙、御嵩町下水道事業会計決算書を御用意願います。

まず、令和2年度の下水道事業の概要から御説明します。

13ページをお願いします。

3. 業務の(1)業務量です。

2の処理区域内人口は、当年度1万4,048人で、前年度比11人の減少となりました。続きまして、6の年間汚水処理水量は163万2,018立方メートル、7の年間有収水量は116万5,346立方メートルとなりましたので、8の年間有収率は71.4%、前年度比では1.2ポイントの上昇となりました。

続きまして、決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

令和2年度御嵩町下水道事業決算報告書でございます。

表の左側の区分、右ページの決算額にて御説明いたします。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明いたします。

収入です。

第1款下水道事業収益の決算額は7億1,099万6,895円です。このうち第1項の営業収益は、下水道使用料収入などで2億834万8,033円。

第2項営業外収益は、他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入などで5億264万8,862円でした。

次に支出です。

第1款下水道事業費用の決算額は5億9,329万570円です。このうち第1項の営業費用は、減価償却費、流域下水道維持管理負担金、委託料などで5億204万8,395円。

第2項の営業外費用は、企業債利息などで9,099万3,855円。

第3項の特別損失は24万8,320円。

第4項の予備費の支出はございませんでした。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

こちらは資本的収入及び支出です。

収入から御説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は2億3,008万3,800円です。このうち第1項の企業債は、下水道事業債で8,490万円。

第2項の出資金は、一般会計からの出資金8,386万6,000円。

第3項の他会計補助金は、一般会計からの補助金1,072万2,000円。

第4項補助金は、下水道整備に伴う国の補助金などで3,538万1,000円。

第5項受益者負担金及び分担金は、下水道整備に伴う受益者負担金などで1,521万4,800円です。

次に支出です。

第1款の資本的支出の決算額は5億9,274万1,091円です。このうち第1項の建設改良費は、繰越工事の南山台東団地面整備（第4工区）工事や、通常工事の井尻地区舗装本復旧工事などの工事請負費、また流域下水道事業建設負担金などで1億8,663万9,053円。

第2項の償還金は、企業債元金償還金で4億610万2,038円です。

欄外の補填説明でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億6,765万7,291円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、当年度利益剰余金処分別及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額にて補填いたしました。

次に、5ページをお願いします。

損益計算書です。

消費税及び地方消費税は抜きとなっております。

当年度の純利益は、下から3行目に記しました1億889万3,048円です。その他未処分利益剰余金変動額が1,789万5,947円であり、一番下の行の当年度未処分利益剰余金は1億2,678万8,995円となります。

次の6ページは剰余金計算書となります。後ほどお目通しいただき、7ページをお願いします。

剰余金処分計算書です。

先ほど5ページの損益計算書にて御説明いたしました当年度未処分利益剰余金1億2,678万8,995円のうち、議会の議決による処分額として、1億889万3,048円を減債積立金に積み立て、1,789万5,947円を資本金へ組み入れようとするものであります。

以降、8ページ、9ページには貸借対照表、事業報告書及び附属書類として、10、11ページには事業の概況、12ページには改良工事の概況、13ページからは業務内容を掲載しております。

16ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書になります。

令和2年度中の現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動ごとにお示したもので、最下段の資金期末残高は8,771万6,582円となりました。

17ページから18ページは収益費用明細書、19ページは資本的収入及び支出、20ページから21ページは固定資産明細書、22ページから27ページは企業債明細書です。

27ページに令和2年度末の未償還残高を記載しております。表の一番下段、43億5,677円となります。

28ページは注記、29ページから30ページは消費税及び地方消費税額算出表となります。

以上で、認定第6号 令和2年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を終わります。

2件の議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで監査委員より、ただいま説明のありました決算認定に対する審査結果の報告をしていただきます。

監査委員 安藤信治君。

監査委員（安藤信治君）

監査委員のほうから報告させていただきます。

令和2年度各会計歳入歳出決算の審査意見ということで提出させていただいております。

審査の概要としましては、審査の対象として、令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算、そ

れから令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、それから令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、それから令和2年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算、まず以上4点。

それから、審査の期日等ですが、令和3年8月4日、5日、6日、御嵩町役場において審査をしております。

審査の手続については、①予算の執行は適正かつ効率的に行われているか、それから②決算の計数は正確であるか、③財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかといったことを主眼に置きまして、関係諸帳簿を調査照合するとともに、定例監査及び例月現金出納検査の結果を考慮し、併せて一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書等により、関係職員から説明を聴取し、慎重に審査を行いました。

次のページですが、2. 審査の結果、令和2年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに各基金の運用状況を示す書類について、関係諸帳簿と照合及び関係職員の説明を聴取し、審査した結果、①予算の執行は、適正かつ効率的に行われていると認められました。次に②番で、決算の計数は正確であると認められました。③財産の取得、管理及び処分は、適正に行われていると認められたということでございます。

その他、総括、それから各種意見については、後ほどお目通しを願いたいと思います。

その中で次のページになりますが、亜炭鉱廃坑対策室の関係ですが、一応先ほど説明がありましたんですけど、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業が期間内に完了したことは高く評価させていただきました。引き続き、南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業についても、今後、期間内での事業完了に努めるように意見を出させていただいております。

それからもう一つ、その下の税務課ですが、ふるさとみたく応援寄附金の寄附金額が9,813万6,830円で、前年から著しく増加した。今後も魅力ある返礼品の選定等を進め、さらなる増収に努められること、そういったことを意見としてさせていただいております。

続きまして、次のページですが、農林課に対してですが、森林経営信託事業は今年度で終了し、改めて新たな信託契約等が結ばれると思いますが、これまで得られた経験や実績を生かして、今後も積極的に事業展開を図るよう意見をさせていただきました。

続きまして、次の定額資金運用基金審査意見書ですが、土地開発基金及び国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用状況を示す書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

その下の結果ですが、一応適正に作成されているということで認めましたので報告させていただきます。

続きまして、水道事業会計決算の審査についてですが、これも審査期日が令和3年8月6日でございます。

審査の結果ですが、審査に当たって付された決算報告書、事業報告書及び附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当該年度の経営成績及び当該年度末現在の財政状態を適正に表示しているものであり、誤りのないものと認められました。

審査の結果の詳細は、次のとおりです。

以下、お目通しを願いたいと思います。

それから、続きまして令和2年度御嵩町下水道事業会計決算の審査でございますが、これも審査の日には、令和3年8月6日に行っております。

あと審査の結果でございますが、審査に当たって付された決算報告書、事業報告書及び附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当該年度の経営成績及び当該年度末現在の財政状態を適正に表示しているものであり、誤りのないものと認められた。

審査の結果は以下のとおりでありますので、後ほどお目通し願いたいと思います。

それから、その次のページですが、審査の結果、次のような意見を付しております。

(4)ですが、今後の下水道事業についてということで、後段のほうですが、供用開始区域内での下水道接続の促進を図り、また有収率の向上、下水道料金の滞納額の解消等、事業の健全な経営に努められるよう意見を出させていただきました。

続きまして、先ほど説明のありました令和2年度健全化判断比率審査意見書でございますが、これにつきましても、一番下の概説、実質赤字比率については、計算上の数値は三角の5.7%となっており、黒字であります。これは早期健全化基準15%と比較すると大きく下回っているということで、こういった意見を出させていただいております。

続きまして、令和2年度水道事業会計資金不足比率審査意見書でございますが、これについても黒字となっておりますので報告させていただきます。

もう一つ、令和2年度下水道事業会計資金不足比率審査意見書についても、同じように黒字となっておりますので報告させていただきます。

以上、監査の結果を報告させていただきます。

詳細については、後ほど皆さん、お目通し願いたいと思いますが、もし御質問等がありましたら後ほど受けたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上、報告させていただきます。

議長（高山由行君）

慎重なる監査、ありがとうございます。御苦労さまでした。

続いて、人事案件に入ります。

議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議案第39号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは、議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明申し上げます。

議案つづり3ページをお願いいたします。

御嵩町の人権擁護委員5名のうち、梅田悦子さん、梅田幸秀さん、それぞれ2名の方が令和3年12月31日をもって任期満了となり、今期をもって勇退されることとなりました。本当にお疲れさまでした。

新たに就任していただく方は、大野喜代美さん、昭和27年2月24日生まれ、御嵩町伏見787番地1、次に伊左次一郎さん、昭和36年1月30日生まれ、御嵩町中1296番地、以上2名の方があります。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は、令和4年1月1日から3年間であります。

資料つづり1ページ及び2ページにわたり推薦候補者の履歴書を掲載しております。お目通しの上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第39号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明いたします。

議案つづり4ページをお願いいたします。

現在、教育委員の平井信吉さんは、この9月30日をもちまして任期満了となります。引き続き再任をお願いしたいと思っておりましたが、本人からの申出でもあり、今期をもって勇退されることとなりました。この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

したがって、新しい委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

後任の教育委員として、山口健さんを任命したいと思います。生年月日は昭和40年7月6日、住所は御嵩町大久後7697番地、任期は令和3年10月1日から4年間であります。

資料つづり3ページ掲載の履歴書にお目通しの上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

続いて、補正予算関係に入ります。

議案第40号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について、朗読を省略し、説明

を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案第40号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

補正予算書つづりをおめくりいただき、ピンク色の表紙の裏面、1ページを御覧ください。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に3億7,462万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億9,564万4,000円とする旨規定しています。

第2条では債務負担行為の補正について、第3条では地方債の補正について規定しています。

それでは、まず債務負担行為の補正について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正です。

今回、債務負担行為を追加する事項は2点ございます。

1点目、事項名は名鉄広見線運営費補助金、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額を7,000万円としています。この債務負担行為は、今年度までの現在の協定期間を1年延長することに伴うものであります。

2点目は、新庁舎等木材調達業務であります。期間は令和4年度、限度額は4,020万円であります。これは、今年度実施している木造調達業務について2か年にわたって実施する必要が生じたため、令和4年度の債務負担行為を設定するものであります。

続いて、7ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

今回変更する地方債は3つございます。

1点目は、庁舎整備事業です。限度額を補正前の1億1,640万円から880万円減の1億760万円としています。これは、先ほど御説明しました新庁舎等木材調達業務の令和3年度分の事業費を減したことに伴い、発行額を減するものです。

2点目は、河川改修事業です。限度額を補正前3,750万円から230万円減の3,520万円とするものです。これは、井尻川河川改修事業の設計委託料の確定に伴い、発行額を減するものです。

3点目は、臨時財政対策債です。限度額を補正前4億1,000万円から6,259万6,000円減の3億4,740万4,000円とするものです。これは、今年度の臨時財政対策債発行可能額が決定したことによる補正であります。

いずれの起債におきましても、起債の方法、利率、償還方法に変更はございません。

次に、歳入の補正について説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

款10地方特例交付金933万7,000円及び款11地方交付税2億2,532万9,000円は、令和2年度分の交付額確定による増額です。

款13分担金及び負担金95万4,000円は、共和中学校タブレット端末設定変更に係る組合からの負担金収入の増額。

款15国庫支出金145万8,000円は、健診情報の利活用に向けた標準化対応のためのシステム改修に対する国庫補助金の増額です。

続いて、11ページをお願いいたします。

款16県支出金、項01県負担金、目01民生費県負担金は、国民健康保険税本算定に伴い、国民健康保険基盤安定負担金277万1,000円の減額。

項02県補助金、目06教育費補助金は、消毒等の感染症対策を実施するため雇用しているスクール・サポート・スタッフ配置事業に対する補助、94万円の増額。

款19繰入金、項01基金繰入金、目04ふるさとみたけ応援基金繰入金は、充当事業に対し、とうしん助成金の交付決定25万円があったことによる減額。

目06森林環境整備基金繰入金は、木材調達業務の事業補正に伴う140万円の減額。

項02特別会計繰入金は、令和2年度決算に基づく繰入れで、3つの会計合わせて5,594万8,000円の繰入金を計上しております。

12ページをお願いいたします。

款20繰越金は、令和2年度一般会計の決算余剰金の確定による1億4,928万9,000円の増額。

款21諸収入、目05雑入のうち節01総務費雑入は、コロナ禍で中止した下川町派遣事業の代替え事業実施に伴う各講座等参加者負担金4万5,000円の増額。

節02民生費雑入は、令和2年度の後期高齢者医療療養給付費負担金と低所得者保険料軽減負担金の精算返還分919万2,000円の増額。

節03衛生費雑入は、とうしん地域振興協力基金助成金25万円の増額で、乳幼児の健診機器に対する助成決定によるものであります。

款22町債は、先ほど地方債補正で説明したとおりとなります。

続いて、歳出について御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

歳出ですが、今年度から9月定例会におきまして4月の人事異動に伴う給与費の補正を行っておりますが、こちらについては説明は省略いたしますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、款02総務費、目06庁舎整備費、節12委託料は1,020万円の減額です。新庁舎等木材調達業務の皆伐分の調達業務について、令和3年から令和4年の2か年事業として債務負担行為を設定したことに伴い、事業量見込みに基づき、令和3年度事業分を減額するものです。

目09環境モデル都市推進費は、下川町派遣業務中止に伴い、代替業務として各種講座等を実施するための講師料や消耗品費、郵便料など必要とする経費80万円を増額しております。

目15諸費は、令和2年度分の国・県補助金の還付見込みに基づく還付金2,400万円の増額。

目16基金費は、庁舎整備基金に2億599万9,000円、福祉向上基金に3,000万円、財政調整基金に1億3,464万5,000円、計3億7,064万4,000円を積立てするものであります。

目17新型コロナウイルス感染症対策費は、共和中ICT支援業務負担金との財源組替えとなります。

15ページをお願いいたします。

款03民生費、目02国保年金事務等取扱費、節27繰出金は、国保税本算定による基盤安定繰出金369万5,000円の減額と令和2年度決算の精算による過年度繰出金の不足分143万1,000円の増額です。

16ページを御覧ください。

目05介護保険費の節27繰出金は、令和2年度決算により過年度繰出金の不足額分の増額で、77万3,000円の増額です。

17ページをお願いいたします。

款04衛生費、目01保健衛生総務費、節12委託料は、健診情報の利活用に向けた標準化対応のためのシステム改修委託料240万6,000円の増額です。

18ページを御覧ください。

款06農林水産業費、目04農地費、節14工事請負費は、真名田親水公園トイレの剥がれ落ちた壁面の改修工事費95万円の増額です。

20ページをお願いいたします。

款08土木費、目02道路維持費、節12委託料は、町道三反田・切木線擁壁補修設計業務の設計変更による50万円の増額。

目03排水新設改良費、節12委託料は、井尻川県道付近護岸詳細設計業務委託料の契約実績に基づく230万円の減額です。

22ページをお願いいたします。

款10教育費、目02事務局費、節12委託料は、スクールバス運転手の入院で欠員が生じたことによる運行業務委託料不足分38万1,000円の増額。

目01学校管理費、節17備品購入費は、伏見小学校の給食用冷蔵庫の故障に伴う購入費56万4,000円の増額。

目02教育振興費、節18負担金、補助及び交付金は、交付税本算定に基づく一般負担金の増額と特別分担金対象事業の見込み確定に伴う不足分の増額、合わせて285万2,000円の増額です。

23ページをお願いいたします。

目03生涯学習事業費は、音楽祭の実施を有観客ではなく映像配信による開催とするため、需用費、役務費から不用となった額を音楽祭の撮影、録音、編集等の業務委託料に充てたものです。

24ページをお願いいたします。

目03学校給食センター費、節12委託料は、給食センター調理等業務委託の契約実績に基づく155万1,000円の減額、節17備品購入費は、給食センターLPガスバルク貯槽が20年経過に伴い、使用禁止となるため、更新購入費121万円の増額です。

この後、25、26ページには給与費明細書、27ページには債務負担行為調書、また28ページには地方債の現在高調書をおつけしておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案第40号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第41号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第42号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第43号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第41号、第42号、第43号の3件を続けて御説明させていただきます。

初めに、議案第41号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの黄色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,651万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億6,651万2,000円とするものでございます。

明細について説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

歳入です。

款01の国民健康保険税は、本算定による補正で4,922万2,000円の増額となります。当初、納付金算定時の標準保険料率で予算編成したものを本算定に伴い、実数字へ変更したためでございます。

款03県支出金は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に対する交付金で、後ほど説

明いたします歳出と同額の20万円の増額となります。

6 ページをお願いいたします。

款05繰入金は、国民健康保険税の本算定及び特定健康診査等繰入金の精算に伴う補正で、226万4,000円の減額となります。

款06繰越金は、令和2年度の実質収支確定により3,935万4,000円の増額となります。

7 ページをお願いいたします。

歳出です。

款01総務費は、国民健康保険団体連合会負担金の確定により2,000円の増額となります。

款02保険給付費は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金として20万円の増額となります。なお、財源は、先ほどお話しいたしました県支出金、保険給付費等交付金になります。

款03国民健康保険事業費納付金は、8 ページまでにまたがりませんが、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、ともに保険税の本算定、保険基盤安定繰入金に伴う財源内訳の変更となっております。

8 ページ、最下段をお願いいたします。

款05基金積立金は、令和2年度決算に伴う繰越金等を積み立てるため、5,000万円の増額となっております。

9 ページをお願いいたします。

款06諸支出金、項01償還金及び還付加算金は、前年度の保険給付費等交付金の普通交付分の精算などに伴う償還金として1,608万1,000円の増額となります。

項02繰出金は、令和2年度決算などに伴う一般会計への繰出金といたしまして1,444万3,000円の増額となります。

款07予備費は、歳入歳出額の調整により578万6,000円の増額となります。

以上で、議案第41号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第42号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの薄紫色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ431万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億4,531万5,000円とするものでございます。

明細について説明をさせていただきます。

4 ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款06繰越金は、令和2年度の実質収支確定によるもので、431万5,000円の増額となります。

次に下段、歳出です。

款04諸支出金は、令和2年度事務費繰入金精算に伴う一般会計への繰出金といたしまして26万2,000円の増額となります。

款05予備費は、歳入歳出額調整といたしまして405万3,000円の増額となります。

以上で、議案第42号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

最後に、議案第43号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりのオレンジ色の表紙の裏、1ページをお願いします。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,802万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億9,002万8,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を575万1,000円とするものでございます。

それでは、保険事業勘定の明細から説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

歳入です。

款01保険料は、介護保険料の本算定賦課によるもので、特別徴収分、普通徴収分を合わせて249万6,000円の増額となります。各所得段階の人数の変更によるものでございます。

款06繰入金、項01一般会計繰入金、目03地域支援事業繰入金は、現年度分として地域支援事業、人件費などの減額に伴い、21万3,000円の減額、目04低所得者保険料軽減繰入金と目05その他繰入金、地域支援事業繰入金は、令和2年度の精算に伴い、98万6,000円の増額となり、合わせて77万3,000円の増額となります。

項02介護サービス事業勘定繰入金は、令和2年度介護サービス事業勘定繰越金の繰入れで30万4,000円の増額となります。

8ページをお願いいたします。

款08繰越金は、令和2年度実質収支確定により1億4,445万5,000円の増額となります。

9ページをお願いいたします。

歳出です。

款03基金積立金は、介護給付費準備基金への積立てとして2,400万円の増額となります。

款04諸支出金、項01償還金及び還付加算金は、令和2年度分の国・県支払基金からの負担金などを精算し、不用となった額を返還するために8,203万9,000円の増額となります。

項02繰出金は、令和2年度の介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金など一般会計からの繰入金の精算や、令和2年度決算に伴う繰り出しで4,124万3,000円の増額となります。

款05地域支援事業費、項02包括的支援事業・任意事業費は、10ページにまたがりませんが、人件費などの見込みにより21万3,000円の減額となります。

10ページ下段をお願いいたします。

款06予備費は、歳入歳出調整として95万9,000円の増額となります。

11ページをお願いいたします。

こちらは人件費に関する補正の明細となります。後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、介護サービス事業勘定の明細を説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款03繰越金は、令和2年度実質収支確定により15万1,000円の増額です。

続いて、下段、歳出です。

款02諸支出費は、令和2年度の介護サービス事業勘定繰越金の確定に伴い、保険事業勘定への繰り出しとして30万4,000円の増額となります。

款03予備費は、歳入歳出額調整により15万3,000円の減額となります。

以上で、議案第41号、第42号、第43号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、条例等について行います。

議案第44号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 日比野浩士君。

福祉課長（日比野浩士君）

それでは、議案第44号、第45号について、続けて御説明させていただきます。

初めに、議案第44号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは7ページでございますが、説明は資料によって行いますので、資料つづり4ページをお開きください。

初めに、改正の趣旨といたしまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部

改正されたことを受け、御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の関係部分を改正するものです。

改正の概要といたしまして、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等による諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的な対応を認めることとするほか、所要の改正を行うものです。

施行日は、公布の日といたします。

5ページから7ページは、条例改正に伴う新旧対照表を掲載しております。

以上で議案第44号の説明を終わります。

引き続き、議案第45号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは8ページでございますが、説明は資料にて行いますので、資料つづり8ページをお開きください。

改正の趣旨といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたことを受け、御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の関係部分を改正するものです。

改正の概要といたしまして、特定地域型保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設について、次の2つの条件、1つ目は特定地域型保育事業所等を卒園する児童について、他の児童と比べ優先的に取り扱う措置、その他引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき、2つ目に、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であるとき、この2つのいずれかに該当するときは連携施設の確保義務を緩和するということのほか、所要の改正を行うものでございます。

施行日は、公布の日といたします。

9ページ、10ページには、条例改正に伴う新旧対照表を掲載してございます。

以上で議案第45号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第46号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

住民環境課長 石原昭治君。

住民環境課長（石原昭治君）

それでは、議案第46号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案書では9ページですが、資料つづりで説明しますので、資料つづりの11ページを御覧ください。

改正趣旨として、生活系一般廃棄物の処理困難物のうち、可茂管内市町村が共同処理するものを特定ごみとし、管内統一単価として処理手数料を徴収することに伴い、御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものです。

概要として、改正内容は、一般廃棄物処理手数料の廃棄物の種類に「特定ごみ」を追加し、その処理手数料に「町の指定するシール1枚（10キログラムまでごと）につき500円」を追加する条例改正を行うものです。

次の処理手順としては、可茂衛生施設利用組合から委託を受けた一般廃棄物処理業者は、住民から持ち込まれた特定ごみに管内市町村から購入した特定ごみシールを貼り付けて受け入れ、特定ごみは、一定量ごとに最終処分する処理施設に運搬し、適正に処分するものです。

条例改正には、その他所要の改正があります。これについては、12ページからの新旧対照表を御覧いただき、後ほど御確認のほうをお願いいたします。

施行日は、令和4年4月1日としております。

以上で議案第46号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第47号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 中村治彦君。

建設課長（中村治彦君）

それでは、議案第47号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案つづりの10ページをお願いいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的は、町施) 可児御嵩バイパス交差点改良古屋敷地区舗装工事でございます。
2. 契約の方法は、随意契約です。
3. 契約の金額は、6,820万円。
4. 契約の相手方は、岐阜県可児市広見4丁目12番地、株式会社ニューハーベストでございます。

恐れ入ります、続きまして資料つづり16ページを御覧ください。

工事請負仮契約書の写しを添付してございます。

工期につきましては、令和4年2月10日までとしております。

次の17ページでございますが、入札執行結果公表一覧表を載せてございます。

1枚めくっていただきまして、18ページをお願いいたします。

施工箇所図といたしまして、可児御嵩バイパスの位置を示した図面と工事概要を掲載してございます。

工事概要といたしましては、左側の下段に記述してありますとおり、施工延長は232メートル。道路土工が掘削・路体盛土・のり面整形。舗装工、擁壁工・防護柵工を行うものでございます。

以上で、議案第47号 工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで、暫時休憩といたします。再開予定時刻は午後1時といたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

午前に引き続いて説明を受けます。

議案第48号 財産の取得について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案第48号 財産の取得について御説明いたします。

議案その2つづりの1ページをお願いいたします。

財産を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

取得する物品は、分散勤務用の端末100台です。

取得の方法は、指名競争入札。

取得金額は、2,153万8,000円です。

取得の相手方は、岐阜県多治見市上野町5丁目38番地の1、株式会社トーノーセキュリティ代表取締役 愛知直人です。

資料つづりその2の1ページ、2ページをお願いいたします。

1ページには売買仮契約書、2ページには入札執行結果公表一覧表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第48号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行君）

続いて、発議第1号 こども庁の設置を求める意見書について、議会事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 土谷浩輝君。

議会事務局長（土谷浩輝君）

それでは、議案その3をお願ひいたします。

1 ページから朗読をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

発議第1号

こども庁の設置を求める意見書

こども庁の設置を求める意見書を次のとおり提出する。

令和3年9月2日 提出

提出者	御嵩町議会議員	谷 口 鈴 男
賛成者	〃	安 藤 信 治
〃	〃	福 井 俊 雄
〃	〃	岡 本 隆 子

こども庁の設置を求める意見書

少子高齢化が深刻な我が国において、子どもたちの健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性がかつてなく高まっており、国、都道府県、市町村が強力に連携して取り組む課題である。

地方行政の現場では、子ども・子育てに関する様々な要望や相談が住民から日々寄せられている。妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は国と連携しつつ尽力しているが、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースもある。また、現状では、類似制度であっても所管官庁が異なった場合、複数の基準があったり、複数の手続が必要になったりする場合がある。さらには、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻である。

現在報道されている「こども庁」設置は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものと考えらる。

よって、国においては、子ども政策の充実を図るため、早急に次の事項を実施するよう強く

要望する。

記

- 1 専任の大臣の下で、強い権限を持って子ども・子育てに関する施策を一元的に所管する「こども庁」を設置すること。また、設置に際しては、自治体の意見を聴くこと。
- 2 支援策を検討する際は、類似制度間では基準や手続を統一するとともに、自治体間での格差が生じないように、「こども庁」が主導して国、都道府県、市町村の連携体制を構築すること。また、他省庁との調整が必要な場合は「こども庁」がワンストップ窓口となり自治体との調整を行うこと。
- 3 自治体の子ども施策を充実させるため、人材確保支援・財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

岐阜県御嵩町議会

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
法 務 大 臣 様
財 務 大 臣 様
文 部 科 学 大 臣 様
厚 生 労 働 大 臣 様
内 閣 官 房 長 官 様
内閣府特命担当大臣（規制改革） 様
内閣府特命担当大臣（少子化対策） 様
国 家 公 安 委 員 会 委 員 長 様

以上です。

議長（高山由行君）

朗読が終わりましたので、ここで発議第1号 こども庁の設置を求める意見書について、提出者より説明を求めます。

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ただいま議会事務局の局長より朗読をしていただきました発議第1号 こども庁の設置を求める意見書について、提出の要旨を説明させていただきます。

我が国は、生活環境や労働環境の変化などに伴い、1970年代半ばから出生率は低下し、40年

以上も少子化現象が続いている状況にあります。

この少子化問題が解決しづらい要因の一つに、子供関連の政策を様々な省庁がばらばらに行い、国の取組が一本化されていないことが上げられます。地方行政の現場の声に適切、迅速に対応できていないケースもあると思っております。

各省庁の再編という機構改革を伴う点で非常に難しい問題も生じてくると思いますけれども、地方行政の現場では、先ほど局長のほうからも披露していただきました趣意書の中に、この地方行政の現場では、子ども・子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられています。妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は、国と連携しつつ尽力しているけれども、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースも多々存在しております。

こういう点から、子供関連の政策を一元的に進める組織、こども庁が設置されることが必要であると考えます。安心して子供を産み育てられる環境が整い、子供たちが健やかに成長することが私たちの願いであります。

意見書を提出したいと思っております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上であります。

議長（高山由行君）

続きまして、発議第2号 出産育児一時金の増額を求める意見書について、議会事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 土谷浩輝君。

議会事務局長（土谷浩輝君）

そうしましたら、議案その3、4ページから読み上げさせていただきます。

発議第2号

出産育児一時金の増額を求める意見書

出産育児一時金の増額を求める意見書を次のとおり提出する。

令和3年9月2日 提出

提出者	御嵩町議会議員	大 沢	まり子
賛成者	〃	奥 村	悟
〃	〃	安 藤	雅 子
〃	〃	山 田	儀 雄

出産育児一時金の増額を求める意見書

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっている。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賸えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となる。

国は、2009年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011年度にそれを恒久化、2015年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1万6,000円に引き下げ、本来分39万円を40万4,000円に引き上げた。2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1万2,000円に引き下げ、本人の受取額を4,000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し、実態を把握したうえで増額に向けて検討することとしている。

一方、2019年の出生数は85万5,234人で、前年に比べ5万3,166人減少し、過去最少となった。少子化克服に向けて、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じたきめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、出産育児一時金はその大事な一手であると考えられる。

少子化対策は、わが国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせない。

よって、政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

岐阜県御嵩町議会

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

以上です。

議長（高山由行君）

朗読が終わりましたので、ここで発議第2号 出産育児一時金の増額を求める意見書について、提出者より説明を求めます。

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

ただいま事務局長に朗読をしていただきました発議第2号 出産育児一時金の増額を求める意見書につきまして、提出理由を述べさせていただきます。

皆様御存じのこととは思いますが、出産育児一時金とは、健康保険法などに基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産をしたとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。

出産育児一時金の支給額については、出産費用等の状況を踏まえて弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令で、市町村国保は条例で、それぞれ規定をされています。

今日に至るまでの経緯を少し説明いたしますと、平成18年10月にそれまで30万円だった支給額が35万円になりました。平成21年1月には産科医療補償制度掛金分として3万円が加算をされ、本来分35万円と合わせて原則38万円になりました。その年の10月には、平成23年3月までの暫定措置として、本来分が4万円増の39万円プラス掛金分3万円で原則42万円となり、同時に出産育児一時金の直接支払い制度が導入をされました。そして、平成27年1月に掛金分が1万6,000円に引下げとなり、本来分が39万円から40万4,000円となり、総額は原則42万円で現在に至っております。

このように支給額の拡充は、全国の公的病院における平均的な出産費用の状況を踏まえ、改定をされてきました。

しかし、厚生労働省保険局において集計をされました令和元年度の出産費用の速報値の妊婦負担合計額の平均値では52万4,000円となっており、実際、妊婦さんが支払う金額は年々増えてきております。

意見書にありますとおり、少子化克服に向け、安心して産み育てられる環境を整えるためには子供の成長に応じたきめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えます。

国において出産費用の現状に沿った出産育児一時金の拡充を図っていただきますよう、政府に対し意見書を提出いたしたく、皆様の御理解と御賛同をよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（高山由行君）

ここで、5分間の休憩を取ります。

午後1時21分 休憩

午後1時26分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、採決を行います。

本件に対する議会の意見には適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、本件に対する議会の意見については適任とすることに決定いたしました。

議長（高山由行君）

議案第39号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行君）

議案第40号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

8番 山田儀雄君。

8番（山田儀雄君）

1点、お伺いをしたいと思います。

補正予算書の22ページ、一番上の段になりますけれども、教育費の中の事務局費、委託料の関係でありますけれども、先ほどの説明でありますと、運転手の方がけがが何かで入院されて、その間をバス会社に委託したというようなことなんですけれども、現状、運転手さんはどうなったのかなあなんていう思いはあったりしますので、ちょっと詳細にお願いをしたいなと思います。

議長（高山由行君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

それでは、山田議員の御質問にお答えをいたします。

御存じのように、上之郷小・中学校の朝晩の送迎につきましては、スクールバスにおきまして、2台ですけれども、運行いたしております。常時2名の会計年度任用職員が運用に従事しておるところであります。

また、そのほかに昨年度につきましては、臨時運行という形でお願いをする方を2名お願いしておりましたが、その2名の方、共に昨年度末をもって退職をされまして、今年度は1名の方に臨時運行の要員としてお願いがしております。

この臨時運行につきましては、常時運行していただいている2名の方の都合が悪い日であっ

たりとか、町内小・中学校の校外学習などに対しまして時間単位で運転をお願いしておるとい
うものでございます。

そういったことから、この方については日常的に仕事があるというわけではなく、この臨時
運行に携わっていただける方の確保というものが非常に難しい状況にありまして、今年度は何
とかこの1名の方を確保しているという状況にあります。

そういった中で、今年度は当初予算におきまして臨時運行に係る委託料を計上させていただ
いておりましたところ、今回の運転手の入院治療という事態が発生をいたしまして、1名の方
のみで全てをカバーするということできませんで、バス会社との単価契約をもって補ったと
いうものであります。

この方につきましては、復帰をされまして、この夏休み明けから、また運行に従事してい
ただいておりますけれども、また今後もコロナ禍におきまして起こり得る事態といったものを想
定するという意味におきましても増額補正をお願いするものでありますので、御理解のほどよ
ろしくお願いいたします。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

ちょっと2点ほど聞きたいんですが、まず1点目、22ページの教育費の一番下、中学校費で
すけど、これ説明があったんですけど、一般分担金111万5,000円、特別分担金173万7,000円、
これどういう違いがあるのか、ちょっと詳しく説明をしてください。

議長（高山由行君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

それでは、福井議員の御質問にお答えをいたします。

共和中学校の一般分担金と特別分担金についてであります。

一般分担金と言われますのは、学校運営をしていく中の通常の分担金として御嵩町と可児市
から分担金として支出をするものということで、通常分ということでございます。これにつき
ましましては、交付税の本算定に伴って精査をしたということでもあります。

また、特別分担金につきましては、各学校で行われます事業、例えば今回でいいますと、コ
ロナ禍に伴うスクール・サポート・スタッフの派遣であったりとか、雇用であったりとか、こ
ういったものに対する分担金ということで特別なものという、その区分けでやっております。

ですので、特別分担金については、その事業費の金額をもって可児市と御嵩町においてそれぞれ分担をしておるということで御理解いただきたいと思います。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

すみません、福井議員、ほかの方にも言いますけど、何点かある方は何点か一度に質問していただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

2番 福井俊雄君、許します。

2番（福井俊雄君）

24ページに学校給食センター費で最後の備品購入費ですけど、ガスコンロの更新でこの121万円ということで、20年たっているから交換する費用を出してきたということですけど、これは分かっているなら当初予算で出されるべきではないですか。どうしてこのタイミングで出されたのか、教えてください。

議長（高山由行君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

福井議員の御質問にお答えをいたします。

このLPガスバルク貯槽（タンク）というものです。いわゆるガスタンクと言われるものがあります。給食センターに設置をしておるものでありますけれども、こちらが今おっしゃられたように、20年が経過をして、これは法律によって20年経過するとガス充填がしてもらえないというものであります。当初予算においてということでありましたが、これは期限が来年度、令和4年7月で期限を迎えるというものであります。これを来年度といいますか、発注をしていく準備を進めておったところ、どうもこれが受注生産になるということで、来年の7月の期限までに間に合わせるためには今年度内に発注をかけておかないと受注生産に間に合わないということでありまして、このタイミングでお願いをするものということでもありますので、よろしくお願いします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

1点だけお聞きいたします。

補正予算書20ページですが、道路橋梁費の道路維持費のほうですが、道路施設の補修設計業務委託料50万円の補正なんです、聞いているには三反田・切木線の中切の耳神社付近の擁壁補修を変更したということなんです、少し詳細についてちょっとお聞かせいただきたいということと、もし設計金額が分かればそれも教えていただけますか。

議長（高山由行君）

建設課長 中村治彦君。

建設課長（中村治彦君）

奥村議員の質問にお答えさせていただきます。

先般、総務建設産業常任委員会協議会でもちょっと触れましたが、過去にこの部分については調査をさせていただいております。実際に現地に入りまして詳細な調査をした結果、これについてはちょっと困難であるということで、今回、補修方法等を変更したことによりまして50万円の増額ということになりました。

設計金額につきましては、すみません、今、手元に資料がありませんが、当初のもので申し上げますと447万9,200円ということでございまして、それに50万円ほど上乗せになるというふうにお考えいただければ結構かと思えます。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

補正予算書6ページの債務負担行為ですけど、名鉄広見線の運営費補助金として7,000万円で、これ期間が令和3年度から令和4年度までということになっておりますが、こういうふうに決まった経緯をちょっと改めてですけど、説明していただきたいです。

議長（高山由行君）

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

決まった経緯ということでございますか、1年間で決まった経緯ということですかね。

名鉄とは今年度で3年間の協定期間が終わるわけですけども、名鉄からそれにつきまして、こんな同条件では更新できないということで、すぐその増額の要望と1年間の協定という話がありましたので、それはすぐ答えが出せないということで、名鉄と話し合いまして、協議する期間を1年ということで1年延長したものでございます。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第41号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

補正予算書ですが、5ページと、それから7ページにわたりますが、傷病手当金ですね。交付金が20万円で、支出のほうで傷病手当金が20万円なんですけど、昨年度、条例改正で、コロナ禍ということで昨年度6月補正で189万円ほど補正をされておりますが、今回、20万円という補正でありますけれども、この根拠というものをちょっと教えていただきたいということと、それとあと適用期間はいつからいつまででしょうか。この2点、お願いいたします。

議長（高山由行君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

ただいまの奥村議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、根拠につきましては、こちらは令和2年度の岐阜県内の市町村

の支給実績を参考に出ささせていただいております。

あと支給対象期間につきましては、令和3年3月31日までであったものが令和3年12月31日までに延長したことにより予算措置をさせていただいております。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第42号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい

て、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第43号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

すみません、少し教えてください。

補正予算書の8ページと9ページですが、前年度繰越金が1億4,400万円ほど、元年度から繰越しがあります。それと9ページですが、繰出金、一般会計の繰出金が4,124万3,000円ということなのですが、そこら辺の関連といたしますか、この前の委員会でもちょこっとお聞きしたんですけども、繰越しが多いから繰り出しが4,100万円ほどあるという関連なのか。例えば、一般繰入れは介護保険法で決まっておるんですね。介護予防事業ですと100分の12.5というふうに決まっているんですけども、例えば昨年コロナ禍でそういった事業が縮小というんですかね、そういったことになったので、率からいって余分にはもらえないので繰り出しをこれだけしているということなのか、そこら辺ちょっと詳細な点を教えてください。

議長（高山由行君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

ただいまの奥村議員の質問にお答えさせていただきます。的を射ておるかどうかわかりませんが説明させていただきます。

まず、今回ですけれども、令和2年度の繰越金につきましては、想定よりもちょっと多額であったためというところで介護保険の特別会計内で賄える、一般会計の法定外から繰入れをすることなく賄えるというふうに判断をして、相当分を一般会計へ繰り出しをさせていただいております。

また、事業、繰越金の多額の理由につきましては、国・県負担金、介護給付費の負担金等の

精算等で多額にはなっておりますが、介護給付費の負担金の国から県からもらう金額を算定する金額につきましては、町が出した給付の見込みよりもちょっと多めに計算されてくるということで算定が多いというところと、あと実際町が見込んだ金額よりも介護給付費が少なくなったことによりましてもらえる金額も、実際、国と県からもらった金額と実績数字の差が開いてしまったといったところで、今回、繰越金が多くなっております。

以上で説明を終わります。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

繰越しは分かったんですけども、その一般会計からの繰出金ですね。毎年繰入れはされて、事業によって繰り出しをしていくということなんですけれども、今回4,100万円ほど、昨年と比べるとかなり、昨年はどのくらいですかね、1,800万円ぐらいかな、今年はかなり多いわけですが、介護保険法によるその繰り出しのパーセンテージは決まっておりますよね。その事業がなかったので返すという、繰入れするということなんですとかね。そこら辺だけちょっと教えてください。

議長（高山由行君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

今回の一般会計、特別会計から繰り出しをされている部分については、町でこれだけ負担しなさいという法定内分については繰り出しはしておりません。あくまでも、先ほど申しましたように、特別会計で賄えない部分を一般会計から繰入れをさせていただいて事業を運営しておりますが、今回、先ほど申しましたように繰越金が多かったことにより、特別会計内で賄える判断をしたところで相当分をお返しさせていただいております。よろしく申し上げます。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第47号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月9日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後1時48分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 奥 村 悟

署 名 議 員 安 藤 信 治